

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（数値写真撮影及び数値地形図データ作成）

二 測量の地域 国営飛鳥歴史公園及び国営平城宮跡歴史公園周辺（奈良市の一部、橿

原市、桜井市、高市郡明日香村及び高市郡高取町の一部）

三 測量の終了年月日 平成二十七年五月十五日